

財政援助団体等監査

5 重高監第 4 号

令和 5 年 4 月 7 日

様

高知市監査委員	細川哲也
高知市監査委員	金子努
高知市監査委員	下元博司
高知市監査委員	清水おさむ

令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し
ます。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

令和3年度に財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、また、出資している団体で地方自治法施行令第140条の7で定めるもののうち、主として令和3年度の事務事業の執行状況、さらに、公の施設の管理を行わせているものは、主として令和3年度の当該施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行について、次の団体を監査の対象とした。

財政援助団体（補助金交付団体）

団 体 名	補 助 金 の 名 称	所 管 課
公益社団法人 高知市シルバー人材センター	高知市街路市活性化サポート事業費 補助金	商工観光部 産業政策課
有限会社 濱口福月堂	高知市中小企業等生産性向上設備 導入支援事業費補助金	商工観光部 商工振興課
宇治電化学工業株式会社		

出 資 団 体

出 資 団 体 名	所 管 課
公益財団法人 高知市環境事業公社	環境部 新エネルギー・環境政策課

指 定 管 理 者

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所 管 課
学校法人 日吉学園	高知市工石山青少年の家	教育委員会事務局 青少年・事務管理課

第2 監査の期間

補助金交付団体	令和4年8月22日から令和5年3月28日まで
出資団体	令和4年11月9日から令和5年3月28日まで
指定管理者	令和4年10月3日から令和5年3月28日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、高知市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、必要に応じてそれぞれの関係者及び関係職員から説明を受け、質疑を行うとともに、現地に出向き監査を実施した。

なお、補助金を所管している課の当該補助金に係る事務及び指定管理施設を所管している課の指定管理に係る事務の執行についても監査を実施した。

第4 監査の結果

監査した結果、財政援助団体等に関する出納その他の事務及び事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

また、これらの他にも、軽易な事項について、改善、検討を要する事項が見受けられたが、監査の過程でその都度指導したので省略する。

以下、監査対象別に監査の結果を述べることとする。

財政援助団体（補助金交付団体）

公益社団法人 高知市シルバー人材センター

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市街路市活性化サポート事業費補助金
- (2) 補助金額 4,000,000円
- (3) 所管課 商工観光部 産業政策課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、街路市コーディネーターを配置し、情報提供の強化及び小学生や視察等の受入れ体制の充実等を行う事業並びにシルバー農園の運営や日曜日出店を行う事業を支援することにより、高知市街路市活性化構想登載事業を推進するため、公益社団法人高知市シルバー人材センターに対して補助するものである。

- (1) 交付決定日 令和3年4月1日
- (2) 支払方法 概算払
- (3) 補助金額確定日 令和4年3月31日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和4年2月22日	4,000,000	0	4,000,000

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	4,000,000	事業費	5,411,779
自己資金	1,411,779		
合計	5,411,779	合計	5,411,779

5 補助金の使途について

補助対象経費は、公益社団法人シルバー人材センターが行う街路市活性化サポート事業に要する経費のうち、賃金、報償費、社会保険料、法定福利費、旅費、消耗品費、燃料費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費及び委託料に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、本件補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

(1) 収支決算書について

収支決算書について、費用の二重計上や経理区分を錯誤したことから、決算額が誤っている事態が認められた。

補助金額への影響はなかったものであるが、経理事務は適正に行われるとともに、収支決算書は正確に作成されたい。

商工観光部産業政策課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ、補助対象事業の認定、補助金額の算定及び交付方法など、補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

有限会社 濱口福月堂

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金
- (2) 補助金額 4,000,000円
- (3) 所管課 商工観光部 商工振興課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化している市内中小企業等に対し、生産性を向上させる先端設備等を取得する費用の一部を補助するものである。

- (1) 交付決定日 令和3年5月10日
- (2) 支払方法 完了払
- (3) 補助金額確定日 令和3年7月16日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和3年8月12日	4,000,000	0	4,000,000

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	4,000,000	設備費	7,370,000
自己資金	3,370,000		
合計	7,370,000	合計	7,370,000

5 補助金の使途について

補助対象経費は、高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業として先端設備等の導入に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、本件補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

商工観光部商工振興課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ、補助対象事業の認定、補助金額の算定及び交付方法など、補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

宇治電化学工業株式会社

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金
- (2) 補助金額 3,633,000円
- (3) 所管課 商工観光部 商工振興課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化している市内中小企業等に対し、生産性を向上させる先端設備等を取得する費用の一部を補助するものである。

- (1) 交付決定日 令和3年10月19日
- (2) 支払方法 完了払
- (3) 補助金額確定日 令和4年2月18日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和4年3月24日	3,633,000	0	3,633,000

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	3,633,000	設備費	5,995,000
自己資金	2,362,000		
合計	5,995,000	合計	5,995,000

5 補助金の使途について

補助対象経費は、高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業として先端設備等の導入に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、本件補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

商工観光部商工振興課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ、補助対象事業の認定、補助金額の算定及び交付方法など、補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

出資団体

公益財団法人 高知市環境事業公社

1 法人の概要について

(1) 設立年月日

昭和 50 年 3 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日 財団法人から公益財団法人へ移行）

(2) 設立の目的

当法人は、高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理とこれに関連する事業を行い、住民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的としている。

(3) 事業の概要

当法人の定款第 4 条に定められた事業は、次のとおりである。

ア し尿の収集及び運搬に関する事業

イ プラスチック製容器包装等のリサイクルに関する事業

ウ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 出資金について

当法人における出資金は 1,000 万円であり、全額を高知市が出資しているものである。（令和 4 年 3 月 31 日現在）

上記出資金のうち、500 万円は基本財産、残りの 500 万円は運用財産とされており、基本財産は、定款第 5 条の規定に基づき、定期預金として管理されている。

また、出資証は、会計管理者において保管されている。

3 決算状況について

令和 3 年度の決算状況は、経常収益 3 億 683 万円に対し、経常費用 2 億 8,122 万円で、経常収支は 2,560 万円の黒字となっており、経常外収支は生じていないことから、当期の一般正味財産は 2,560 万円の増額となっている。正味財産期首残高 2 億 8,527 万円に、当期一般正味財産増減額を加えた、正味財産期末残高は 3 億 1,088 万円となっている。

4 事業の実施状況について

当法人は、し尿収集運搬事業及びプラスチック製容器包装等リサイクル事業を実施している。

し尿収集運搬事業については、公共下水道整備地区の拡大や合併浄化槽への切替え等により、し尿収集件数が減少し続けており、令和 3 年度の収集件数は 83,404 件（対前年度比較 4,543 件減）、収集手数料収入は 1 億 9,558 万円（対前年度比較 923 万円減）となっている。

また、プラスチック製容器包装等リサイクル事業については、高知市から菖蒲谷プラスチック減容工場の運転管理業務を受託し、市内で収集されたプラスチック製容器包装等のリサイクル中間処理を行っており、令和 3 年度のプラスチック製容器包装の処理量は 2,545 トン（対前年度比較 57 トン減）、ペットボトルの処理量は 148 トン（対前年度比較 5 トン増）となっている。

5 監査の結果

当法人に係る出納その他の事務の執行状況については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

(1) 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1 件 100 万円未満の物品の購入決定及び契約の締結に関しては、公益財団法人高知市環境事業公社処務規程において、事務局長の専決事項とされているにもかかわらず、専決権者である事務局長の決裁を受けずに物品の納入を受けている事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、同処務規程に基づき適正に行われたい。

(2) 現金の収納事務を適正にしていないもの

現金の収納事務を適正にしていない事態が見受けられた。

現金で徴収する清掃手数料の収納事務において、未収となった清掃手数料を入金済みとして経理している事態が見受けられた。

決算書作成時には、会計年度末までに徴収できなかった清掃手数料相当額を未収金に修正しているため、結果的には決算額に影響はないものの、日々の清掃手数料の徴収額が、帳簿等と一致していない事態は適切ではない。

現金の収納事務については、適正に行われたい。

(3) 郵便切手等の出納を適正にしていないもの

現地調査において切手等受払簿を確認したところ、82 円切手の実数が切手等受払簿に記載された残枚数と一致していない事態が見受けられた。

郵便切手等の金券類は、その性質上、紛失その他事故のないよう厳正に管理すべきであり、切手等受払簿の適正な記載と残高確認が必要である。

郵便切手等の出納については、事務手続を適正に行われたい。

(4) 会計規程を改正すべきもの

有形固定資産として取り扱う備品の範囲は、公益財団法人高知市環境事業公社会計規程第 33 条において、耐用年数 1 年以上で取得価格 20 万円以上のものとされているが、実際には同 10 万円以上のものを固定資産として取り扱うこととしている事態が見受けられた。また、本件事態は、平成 28 年度財政援助団体等監査結果報告書において指摘していたにもかかわらず、改善されていないものである。

同会計規程については、実情に基づき改正されたい。

(5) 役員の報酬について

役員の報酬について、次のとおり不適正な事態が見受けられた。

役員の報酬については、法律及び定款に基づき適正に定められたい。

ア 監事の報酬については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 105 条第 1 項によれば、定款に定めていない場合は評議員会の決議によって定めるとされているが、当法人が別途定めている「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」において、有資格監事の報酬を理事会で定めると規定している事態が見受けられた。

有資格監事の報酬については、同法律に基づき適正に定められたい。

イ 役員である理事及び監事の報酬については、公益財団法人高知市環境事業公社定款第 27 条により、評議員会において別に定める総額の範囲内と規定しているにもかかわらず、報酬総額を定めていない事態が見受けられた。

役員の報酬については、同定款に基づき必要事項を適正に定められたい。

指定管理者
学校法人 日吉学園

1 指定管理の概要について

(1) 施設名

高知市工石山青少年の家

(2) 所管課

教育委員会事務局 青少年・事務管理課

(3) 指定管理期間・指名公募の別

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年）・公募

(4) 施設の設置目的

青少年に研修，野外活動等の場を提供することにより青少年の健全な育成を図ることを目的としている。

(5) 業務内容

ア 工石山青少年の家の施設又は設備の利用の許可に関する業務

イ 工石山青少年の家の維持管理に関する業務

ウ 工石山青少年の家の設置目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務

エ 指定管理業務に付随する業務

(6) 施設の内容

集会室，多目的室，研修室，体育館，宿泊室，食堂，浴室，ガレージ，屋外炊飯棟，多目的広場

2 施設の利用状況

	令和2年度	令和3年度
開館日数（日）	267	314
利用者数（人）	2,656	3,015

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月11日～5月31日まで休館。

3 指定管理に係る収支状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
収入		
指 定 管 理 料	37,254	33,970
利 用 料 金 収 入	1,033	892
自 主 事 業 収 入	35	32
そ の 他 収 入	899	514
収 入 計 (A)	39,221	35,408
支出		
人 件 費	16,516	17,051
光 熱 水 費	1,834	2,236
保 険 料	465	404
委 託 料	9,394	9,472
修 繕 費 等	381	998
事 業 費	3,031	2,465
事 業 所 税	634	205
そ の 他 の 公 課 費	70	98
そ の 他 支 出	4,672	2,503
支 出 計 (B)	36,997	35,432
事業収支 (A) - (B)	2,224	△24

4 監査の結果

出納その他の事務の執行については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

(1) 協定に基づく業務の執行を適正にしていないもの

基本協定書指定管理業務仕様書の別添「業務基準」において定められている「床表面洗浄と樹脂ワックス塗布」及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検」が実施されていない事態が見受けられた。

協定に基づく業務の執行については、適正に行われたい。

(2) 協定に基づく事務の執行を適正にしていないもの

基本協定書指定管理業務仕様書において、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ教育委員会による承諾を得るものとされているところ、承諾手続を遺漏していた事態が見受けられた。

業務の一部を再委託する場合は、協定に基づき事務の執行を適正に行われたい。

教育委員会事務局青少年・事務管理課における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

(1) 協定に基づく業務の執行の確認を適正にしていないもの

基本協定書指定管理業務仕様書の別添「業務基準」において定められている「床表面洗浄と樹脂ワックス塗布」及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検」の執行の確認が、適正に行われていない事態が見受けられた。

協定に基づく業務の執行確認については、適正に行われたい。

(2) 協定に基づく事務の執行を適正にしていないもの

協定に基づく事務の執行について、次のとおり適正にしていない事態が見受けられた。

協定に基づく事務の執行については、協定に定められた資料等の提出がない場合は指導を行うなど適正に行われたい。

ア 基本協定書指定管理業務仕様書において、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ教育委員会による承諾を得るとされているところ、事前の承諾手続がないまま、指定管理者が業務の一部を再委託しているもの

イ 基本協定書及び基本協定書別記において、公共調達条例に基づき作成した労働報酬の額等を記載した台帳の写しを教育委員会に提出しなければならないとされているところ、提出されていないもの